

登別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における延長保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、延長保育事業実施要綱（延長保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙。以下「国実施要綱」という。）に規定する一般型の延長保育事業（以下「事業」という。）を実施する施設に対し、予算の範囲内において登別市延長保育事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、登別市補助金等の事務取扱に関する規則（昭和54年規則第8号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 補助金の交付の対象となる施設は、事業を実施する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条に規定する特定教育・保育施設又は法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所（登別市保育所条例（平成10年条例第3号）第2条に定める保育所を除く。以下「実施施設」という。）であって、国実施要綱4第1号及び5に規定する要件をいずれも満たすものとする。

(対象児童)

第3条 事業の対象となる児童は、法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たす者として市の認定を受けた児童であって、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、在籍する実施施設において保育を受ける必要があるものとする。

(事業の区分)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開所時間内延長 開所時間内で実施施設が定める保育短時間認定子どもの利用時間（原則として8時間とする。）以外の時間に保育短時間認定子どもに対して実施する延長保育時間をいう。
- (2) 開所時間外延長 保育標準時間認定子ども（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第44号イに規定する保育標準時間認定を受けた小学校就学前子どもをいう。）及び保育短時間認定子ども（告示第1条第44号ロに規定する保育短時間認定を受けた小学校就学前子どもをいう。）に対し、実施施設の開所時間（原則として11時間とする。）を超えて実施する延長保育時間を

いう。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る国実施要綱で定める延長保育事業の実施に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とし、告示第1条第44号イ又はロの規定による対象児童の保育必要量の認定の区分に応じ、それぞれ別表に定める基準により算出した額（以下「基準額」という。）を限度とする。この場合において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業期間が6か月未満の実施施設にあつては、該当する1人当たり年額又は1事業当たり年額に2分の1を乗じて得た額を補助金の額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする実施施設の設置者（以下「申請者」という。）は、延長保育事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長が別に定める期日までに申請するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 保護者の負担額が分かる書類、対象児童名簿その他の参考資料

2 申請者は、前項の申請の内容に変更が生じたときは、速やかに延長保育事業費補助金変更交付申請書（別記様式第2号）に変更する事項が分かる書類を添付して市長に申請するものとする。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、その結果を延長保育事業費補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前条第2項の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、その結果を延長保育事業費補助金変更決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告等)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、事業の実施状況について報告を求めることができる。

2 補助事業者は、当該年度の事業が終了したときは、事業の終了した日の翌日から起算して30日以内に登別市延長保育事業費補助金実績報告書（別記様式第5号）

に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業実績書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 保護者が負担した額の実績が分かる書類
 - (4) 対象児童名簿
 - (5) 1日ごとの利用児童数及び平均利用児童数を記載した書類
 - (6) その他事業の実施の状況が分かる書類
- (取消、返還)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽又は不正な申請をしたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助対象事業の施行方法が不相当と認めたとき。
- (4) 支出額が予算額に比較して減少したとき。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、次に掲げる事業の関係書類について、日常的に整備するとともに、事業の完了後5年間保管するものとする。

- (1) 日々の利用児童の利用状況等に関する諸記録
- (2) 延長保育料を徴収する場合にあっては、収納状況に関する帳票類
- (3) 事業の収支に関する帳票類

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成29年告示第54号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年告示第59号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助基準額

（1）保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額）

延長時間 区 分	保育所・認定こども 園・事業所内保育事業 (定員20人以上)	小規模保育事業		事業所内保育 事業（定員1 9人以下）	家庭的保育事 業
		A型・B型	C型		
1時間	18,100円	10,200円	12,900円	9,400円	64,400円
2時間	36,100円	20,300円	25,700円	18,700円	128,700円
3時間	54,200円	30,500円	38,600円	28,100円	193,100円

注 上記の額に各月初日において在籍する短時間認定児童数を平均した数を乗じる。

（2）保育標準時間認定（1事業当たり年額）

	延長時間 区 分	保育所・ 認定こども 園	小規模保育事業			事業所内保育事業			家庭的保育事業	
			A型	B型	C型	定員20 人以上	定員19人以下		利用定員 4人以上	利用定員 3人以下
							A型	B型		
自園調理等	30分	300,000 円	300,000 円	300,000 円	300,000 円	276,000 円	276,000 円	276,000 円	200,000 円	150,000 円
	1時間	1,342,000 円	1,045,300 円	1,034,000 円	944,000 円	1,234,000 円	962,000 円	951,000 円	414,000 円	215,000 円
	2～3時間	2,190,000 円	1,315,000 円	1,287,000 円	1,197,000 円	2,015,000 円	1,210,000 円	1,184,000 円	748,000 円	399,000 円
	4～5時間	4,767,000 円	3,670,000 円	3,619,000 円	3,474,000 円	4,385,000 円	3,376,000 円	3,329,000 円	1,967,000 円	1,362,000 円
	6時間以上	5,524,000 円	4,205,000 円	4,132,000 円	3,987,000 円	5,084,000 円	3,868,000 円	3,801,000 円	3,309,000 円	2,447,000 円
その他	30分	—	300,000 円	300,000 円	300,000 円	276,000 円	276,000 円	276,000 円	200,000 円	150,000 円
	1時間	—	999,000 円	988,000 円	898,000 円	1,021,000 円	919,000 円	909,000 円	399,000 円	200,000 円
	2～3時間	—	1,166,000 円	1,138,000 円	1,048,000 円	1,328,000 円	1,072,000 円	1,047,000 円	699,000 円	349,000 円
	4～5時間	—	3,071,000 円	3,020,000 円	2,876,000 円	3,285,000 円	2,825,000 円	2,779,000 円	1,469,000 円	863,000 円
	6時間以上	—	3,407,000 円	3,334,000 円	3,190,000 円	3,798,000 円	3,134,000 円	3,067,000 円	2,611,000 円	1,748,000 円

注 「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第42条に規定する連携施設をいう。）又は給食搬入施設（近接した同一法人又は系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院をいう。）から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用。

別記様式第1号（第7条関係）

登別市延長保育事業費補助金交付申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 所在地
名称
代表者氏名 印

年度において登別市延長保育事業費補助金の交付を受けたいので、登別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における延長保育事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1 延長保育事業費補助金交付申請額 | 円 |
| （内訳） | |
| 保育標準時間認定分 | 円 |
| 保育短時間認定分 | 円 |
| 2 添付書類 | |
| （1）事業計画書 | |
| （2）収支予算書 | |
| （3）保護者の負担額が分かる書類、対象児童名簿その他の参考資料 | |

別記様式第2号（第7条関係）

登別市延長保育事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 所在地

名称

代表者氏名

印

年 月 日付け登 第 号で交付の決定を受けた補助金について、変更が生じたので、登別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における延長保育事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- 1 延長保育事業費補助金変更交付申請額 円
延長保育事業費補助金交付決定済額 円
- 2 変更理由
- 3 添付書類

別記様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

登別市長

年度登別市延長保育事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、次のとおり交付（不交付）を決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 条件
 - （1）補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、市長の承認を受けること。
 - （2）補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。
 - （3）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
 - （4）補助事業が予定期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、市長に報告してその指示を受けること。
- 3 不交付決定の場合の理由

第 号
年 月 日

様

登別市長

登別市延長保育事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の変更交付について、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付年度 年度
- 2 変更交付決定額 円
- 3 条件
 - (1) 補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が予定期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、市長に報告してその指示を受けること。
- 4 不交付決定の場合の理由

別記様式第5号（第9条関係）

登別市延長保育事業費補助金実績報告書

年 月 日

登別市長 様

申請者 所在地
名称
代表者氏名 印

年度において登別市延長保育事業を実施したので、登別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における延長保育事業実施要綱第9条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 延長保育事業実績額 | 円 |
| | (内訳) | |
| | 保育標準時間認定分 | 円 |
| | 保育短時間認定分 | 円 |
- 2 添付書類
- (1) 事業実績書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 保護者が負担した額の実績が分かる書類
 - (4) 対象児童名簿
 - (5) 1日ごとの利用児童数及び平均利用児童数を記載した書類
 - (6) その他事業の実施の状況が分かる書類